

しょうがい かた はいりよじれい かん ちょうさ 「障害のある方への配慮事例」に関する調査

ならけんしょうがい ひと ひと く しゃかい じょうれい へいせい ねん がつ にち
「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が平成28年4月1日から
せこう いちぶ へいせい ねん がつ にち ともな ならけん しょうがい りゆう さべつ じれい
施行(一部は平成27年10月1日)されることに伴い、奈良県では、「障害を理由とする差別の事例」
と「障害のある方への配慮事例」を募集することといたしました。

そこで今回、募集とは別に企業等における「障害のある方への配慮事例」を調査させて頂き、
しょうがい かた はいりよ のぞ せいり けんとうしりょう いただ
障害のある方への配慮としてどういったものが望ましいかを整理するための検討資料にさせて頂き
たいと かんが
考えております。

また「条例の運用等その他ご意見」について、ご意見をうかがい、今後の参考とさせて頂きたいと
かんが
考えております。

なお、回答していただいた内容はこの調査の目的のみに使用し、また調査票は厳重に管理いたし
ますので、皆さまにご迷惑をおかけすることはございません。

なにかと いそが いてすう ちょうさ しゆし りかい ぜ ひ きょうりよく
何かとお忙しいところ、お手数おかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力い
ただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

1 ちょうさないよう 調査内容

・貴社における障害のある方(従業員、お客様、福祉サービス利用者等)への配慮事例

2 たい しょう けんない じぎょうしょ きぎょうとう 対象:県内に事業所のある企業等

※営利企業以外の組織・団体(医療法人、学校法人、社会福祉法人等)を含みます。

3 き かん へいせい ねん がつ にち すい へいせい ねん がつ にち げつ 期間:平成27年7月1日(水)から平成27年8月31日(月)まで

4 ていしゆつほうほう ちょうさひょう きにゆう うえい か ほうほう ていしゆつ 提出方法:調査票にご記入の上、以下の方法で提出してください。

- ① 郵 送:調査票を以下の住所にお送りください。
- ② メール:調査票を以下のメールアドレスに送信してください
- ③ F A X:調査票を以下のFAX番号に送信してください。
- ④ 『e古都なら』から回答:以下のアドレスから直接回答ください。

http://s-kantan.com/pref-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7167

- ⑤ その他:遠慮無くお問い合わせください。

※調査票は、障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nara.jp/40100.htm>

5 ていしゆつさきおよ と あ さき 提出先及び問い合わせ先

ならけんけんこうふくし ぶしょうがいふくしかじりつしえんがかり よしだ くまもと と で
奈良県健康福祉部障害福祉課自立支援係 吉田、熊本、戸出

じゆう しょ ならしのぼりおおじちよう ばんち
住 所:〒630-8501 奈良市登大路町30番地

でんわばんごう ちやくつう
電話番号:0742-27-8513(直通) / FAX:0742-22-1814

メールアドレス: syogai@office.pref.nara.lg.jp